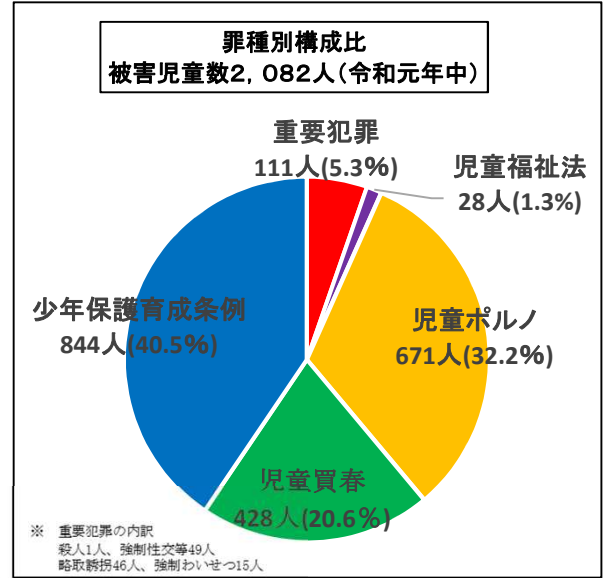


# 少年の犯罪被害・非行の状況 (インターネット関連)



## 1 SNSに起因する事犯の被害少年数(全国)

熊本県警察本部少年課



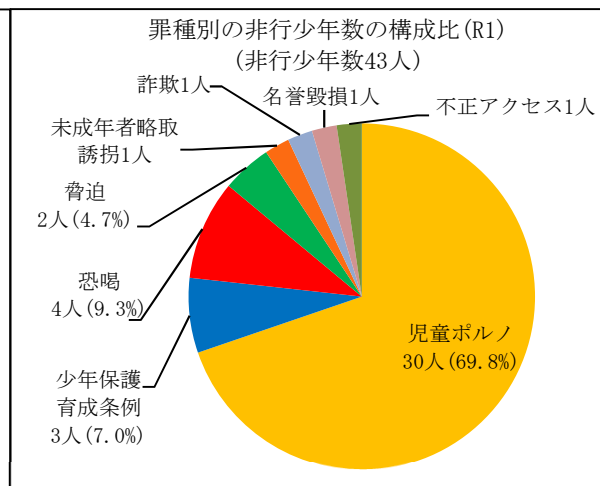
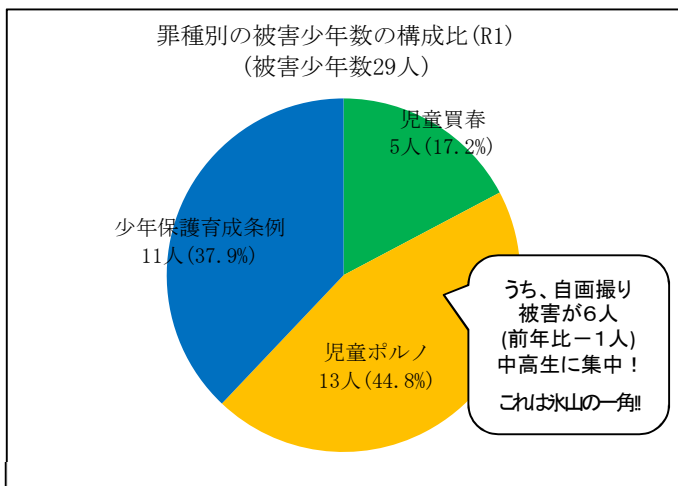
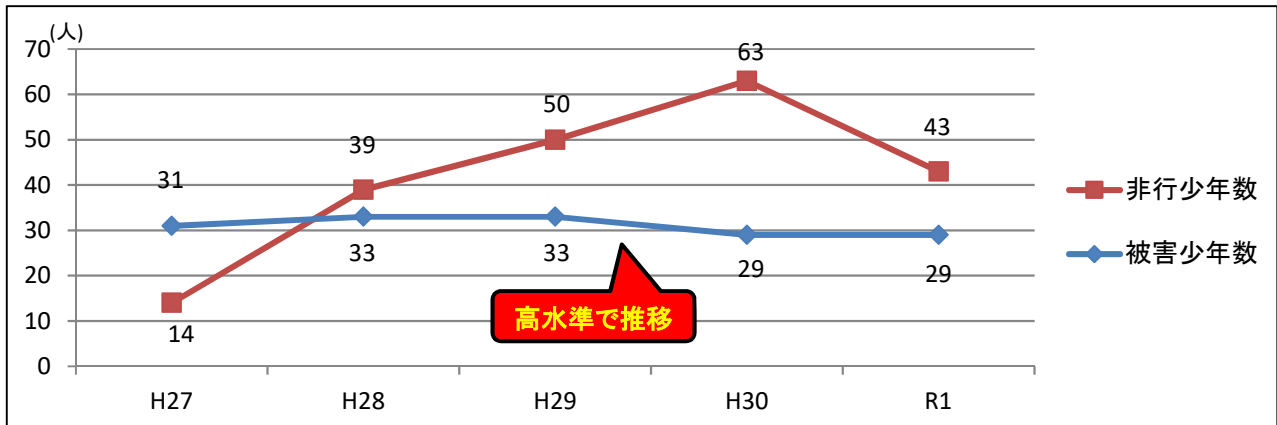
### SNSに起因する事犯の被害少年の状況

警察庁統計資料より

- ・ 令和元年中のSNSに起因する事犯の被害少年数は、**2,082人**で過去最多を更新
- ・ 被害少年の約9割がアクセス手段としてスマートフォンを利用
- ・ 被害少年の約9割が被害時にフィルタリングの利用なし(被害当時の利用状況が判明した被害少年に限る。)

## 2 SNS等に起因する福祉犯の被害少年数とインターネット利用の非行少年数(熊本県)

※ 福祉犯とは、少年を虐待し、酷使し、その他少年の福祉を害し、又は少年に有害な影響を与える犯罪をいう。統計数値については、県外居住の少年を含む。



- ・ 被害少年の半数以上が児童買春又は児童ポルノの被害
- ・ 自己のわいせつ画像をネット上に投稿する児童ポルノの公然陳列罪の検挙が増加

### 3 インターネットの危険な利用によって、被害者にも加害者にもなり得ます。

#### 被害事例

#### 自撮り被害に注意

女子小学生(9歳)は、SNSで知り合った男と親しくなっていくうちに「服を着替えられる？」等と言葉巧みに誘導され、スマートフォンの無料通信アプリで自分の裸の写真や動画を送信させられた。



他人に見られて恥ずかしい写真や動画を送ってはいけません。写真や動画を一度送ってしまうと、回収が困難で、取り返しのつかないことになります。

#### 非行事例

#### 子供が誘うのも犯罪です！

男子高校生(15歳)は、出会い系サイトに「高校生です。Hなことしてくれる女友達募集中です。」などと書き込みをした。



出会い系サイトに人を児童との性交等の相手方となるよう誘う書き込みをすることは、子供であっても違法です。

#### 児童ポルノ製造被害

#### 出会い系サイト規制法違反

(100万円以下の罰金)

警察庁広報資料より

#### スマホの約束6か条

- あ 会わないで！(知らない人と)
- と 撮らないで！(自分の裸を)
- が 画像を送らないで！
- こ 個人情報を載せないで！
- わ 悪口を書き込まないで！
- い いじめないで！(ネットを使って)

#### フィルタリングを必ず利用しましょう！



子供が安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合、①②③の3つのフィルタリングが必要となります。携帯電話大手3社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で①②③のフィルタリングが可能です。

- ① 携帯電話回線による接続
- ② 無線LAN回線 (WiFi) による接続
- ③ アプリによる接続



使用時間や利用できるアプリの制限など、子供の年齢に応じた制限レベルを設定しましょう。

※iPhoneでのアプリ制限や利用時間制限は、端末の設定を行う必要があります。

警察庁広報資料より

### 4 少年を犯罪被害やトラブルから守るために

少年のスマートフォン等の利用については、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律及び熊本県少年保護育成条例により、

#### ○ 携帯電話会社と契約代理店の義務

自撮り被害の増加などの背景により、法律・条例が改正!!

携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、使用者が少年か否かの確認、フィルタリングの必要性和内容の説明、フィルタリングの有効化措置(フィルタリングソフトやOSの設定)

#### ○ 保護者の責務

フィルタリング利用等によるインターネット利用の適切管理

が定められています。

また、近年、不当な手段により、少年が自身の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、その画像をメール等で送られる自撮り被害が増えている現状を受けて、同条例が一部改正(平成31年4月1日から施行)され、児童ポルノ画像入手前の要求を行った段階で処罰の対象となります。



QRコードからも  
接続することができます。



SNS等のインターネットによる非行や被害から子供を守るため、県や教育委員会の協力を得て、保護者向け啓発冊子「スマホに弱い大人の教科書」を制作しました。熊本県警察のホームページに掲載していますので、家庭や学校でお役立ててください。

熊本県警察ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/police/page1511.html>  
(安全な暮らし⇒肥後っ子サポートセンター内)